

4 体制と役割等

福祉部局と教育委員会との具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、事業の検証・評価を行う「運営委員会」を設置します。

なお、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」にもとづく総合教育会議において、教育委員会と総合的な放課後対策の在り方について十分協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブおよび放課後子供教室の実施の促進を図り、総合的な放課後対策について出された方針をもとに、運営委員会で具体的な対策を検討していくものとします。また、民間企業が実施主体として本事業に加えて高付加価値型のサービスを提供することも検討することとします。

青梅市子ども・子育て支援事業計画別冊
(放課後子ども総合プラン青梅市行動計画編)

発行日 平成27年3月

発行者 青梅市子ども家庭部、教育部

住 所 〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

TEL 0428-22-1111 FAX 0428-22-3508